



発行 東京都

目次

22

- 東京都生活文化スポーツ局都民生活部旅券課分室設置規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都事案決定規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都採用委員会事務局処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都西多摩福祉事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都児童相談所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都児童相談センター処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都児童自立支援施設処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都女性相談センター処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都心身障害者福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都障害者福祉会館処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都保健所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都市場衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都立看護専門学校処務規程の一部改正……………（同）…八

規則

- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都立療育医療センター処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都立療育センター処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都立総合精神保健福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都立精神保健福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都動物愛護相談センター処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都食肉衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都住宅政策本部処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…二〇

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第十五号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則
東京消防庁の組織等に関する規則（昭和三十八年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第八消防方面本部」を「第九消防方面本部」に改める。

第十条第二項中「デジタル化推進担当課長」を「デジタル推進担当課長及び新本部庁舎整備担当課長」に改める。

第十二条第一項の表中「一七、七九八人」を「一七、八二七人」に、「一八、二二三人」を「一八、二六二人」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第一号

総務局
生活文化スポーツ局

東京都生活文化スポーツ局都民生活部旅券課分室設置規程（昭和五十三年東京都訓令第九十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条中「第八条第二項及び第三項」を「第八条第三項及び第四項」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二号中「子供政策連携室」の下に「及びスタートアップ・国際金融都市戦略室」を加える。

別表十七の項中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表一の部二の項中「多摩環境事務所」の下に「児童相談所（立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に限る。）」を加え、「及び多摩環境事務所」を「多摩環境事務所及び保健所（島しょ保健所を除く。）」に改め、同部三の項中「児童相談所」の下に「（北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。）」を加え、同表二の項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表二の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四号

総務局
財務局
収用委員会事務局

東京都収用委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第七条第八号及び第八条第六号中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五号

東京都西多摩福祉事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。
- 第二条第二項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。
- 第三条第三項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第六号

東京都児童相談所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。
- 第十条を第十三条とする。
- 第九条第一項中「所長」を「所長(立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相

総務局	財務局	福祉保健局	児童相談所
総務	財務	福祉保健	児童相談
局	局	局	所

(児童相談センターを除く。)

談所及び足立児童相談所に限る。)に、「部長」を「局長」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「所長」を「所長(立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に限る。)」に、「部長」を「局長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所長(北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。)は、毎月五日までに、前項各号に掲げる事項について、部長に報告しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、所長(北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。)は、重要又は異例に属する事項は、その都度部長に報告しなければならない。

第九条を第十二条とする。

第八条中「所長」を「所長(立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に限る。)」に、「部長」を「局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所長(北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。)は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、部長の承認を受けなければならない。

第八条を第十一条とする。

第七条中「前二条」を「前三条」に、「所長」を「所長、課長」に改め、同条を第十条とする。

第六条を第九条とする。

第五条の見出し中「所長」を「課長」に改め、同条中「所長」を「課長」に改め、同条第一号中「職員」を「課長が指揮監督する職員」に改め、同条を第八条とする。

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「所長の」を「所長(北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。以下この項において同じ。)」又は課長の」に、「所長を」を「所長又は課長を」に、「所長に」を「所長又は課長に」に改め、同項を同条第

五項とし、同条中第二項を第四項とし、同条第一項中「所長は、部長」を「所長（立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に限る。）は、局長」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 所長（北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。）は、部長の命を受け、所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、所長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

（所長の決定対象事案）

第七条 所長（立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に限る。以下この項において同じ。）の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 所長が指揮監督する課長及び専門課長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関する事案。

二 予定価格が四百万円以上八百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関する事案。

三 予定価格が百五十万円以上三百万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関する事案。

四 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることと認められたもの）にあつては、百万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関する事案。

五 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案。

六 重要な告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案。

2 所長（北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。以下この項において同じ。）の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 所長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関する事案（課長代理の権限に属するものを除く。）。

二 予定価格が四百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関する事案。

三 食品又は被服の買入れに関する事案。

四 前号に定めるもののほか、予定価格が百五十万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関する事案。

五 四十万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているものにあつては、四十万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関する事案。

六 報告、答申、進達及び副申に関する事案（重要な事項に関するものを除く。）。

七 告示、公表、申請、照会、回答及び通知に関する事案（重要なものを除く。）。

八 諸証明に関する事案。

九 文書の受理に関する事案。

第三条第四項中「前三項」を「前各項」に、「福祉保健局少子社会対策部所属職員」を「福祉局子供・子育て支援部所属職員」に、「福祉保健局少子社会対策部長」を「福祉局子供・子育て支援部長」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「所長は、副参事」を「所長（立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に限る。）は、参事」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 所長（北児童相談所、品川児童相談所、杉並児童相談所、小平児童相談所及び多摩児童相談所に限る。）及び課長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

第三条を第五条とする。

第二条第一項中「所長を」の下に、「課に課長を」を加え、同条第三項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に、「所」を「所又は課」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（分課）

第二条 立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所に次の課を置く。

相談援助課

保護課

(分掌事務)

第三条 立川児童相談所、江東児童相談所、八王子児童相談所及び足立児童相談所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
相談援助課

- 一 所所属職員の人事及び給与に関すること。
 - 二 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
 - 三 所の予算、決算及び会計に関すること。
 - 四 児童の相談、通告及び送致等の受付及び面接に関すること。
 - 五 援助方針会議に関すること。
 - 六 児童の措置に関すること。
 - 七 里親に関すること。
 - 八 家庭裁判所等に係属する事件に関すること。
 - 九 ケースの進行及び記録の管理に関すること。
 - 十 児童及びその保護者の医学的、心理学的、教育学的及び社会学的診断、判定並びに治療・指導に関すること。
 - 十一 巡回相談及び出張判定の実施に関すること。
 - 十二 重度知的障害児の認定診断に関すること。
 - 十三 診療エックス線検査、電気生理検査及び生化学検査等医学的検査に関すること。
 - 十四 児童虐待に関すること。
 - 十五 児童相談における困難かつ高度な相談援助技術の支援に関すること。
 - 十六 所内他の課に属しないこと。
- 保護課
- 一 児童の一時保護に関すること。
 - 二 児童の生活観察、生活指導、学習指導及び保健衛生に関すること。
 - 三 児童の給食及び諸給与品に関すること。

四 児童の所持金品の保管に関すること。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、前行署名の改正規定、第二条第三項の改正規定（「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める部分に限る。）及び第三条第四項の改正規定（「福祉保健局少子社会対策部所属職員」を「福祉局子供・子育て支援部所属職員」に、「福祉保健局少子社会対策部長」を「福祉局子供・子育て支援部長」に改める部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第七号

総務局
財務局
福祉保健局
児童相談センター

東京都児童相談センター処務規程（昭和五十年東京都訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第四条第四項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第五条第六項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第八号

総務局
財務局
福祉保健局
児童自立支援施設

東京都児童自立支援施設処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第四条第三項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第五条第五項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第九号

東京都女性相談センター処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第二条第三項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第三条第四項中「福祉保健局少子社会対策部所属職員」を「福祉局子供・子育て支援部所属職員」に、「福祉保健局少子社会対策部長」を「福祉局子供・子育て支援部長」に改める。

第十三条第三項中「福祉保健局少子社会対策部」を「福祉局子供・子育て支援部」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

東京都心身障害者福祉センター処務規程(昭和四十三年東京都訓令甲第四十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第四条第三項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第五条第六項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

東京都障害者福祉会館処務規程(昭和五十年東京都訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第二条第二項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第三条第二項中「福祉保健局障害者施策推進部計画課所属職員」を「福祉局障害者施

総務局
財務局
福祉保健局
心身障害者福祉センター

総務局
財務局
福祉保健局
障害者福祉会館

策推進部企画課所属職員」に、「福祉保健局障害者施策推進部計画課長」を「福祉局障害者施策推進部企画課長」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

総務局
財務局
福祉保健局
保健所

東京都保健所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。

2 所（島しょ保健所を除く。）に副所長を置くことができる。

第九条第一項中「専門参事」を「専門参事のうちから、副所長は参事」に、「知事」を「それぞれ知事」に改め、同条第六項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第十条中第九項を第十項とし、第二項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 副所長は、所長を補佐する。

第十一条第一号中「課長」を「副所長及び課長」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、前行署名の改正規定、第八条

第三項の改正規定（「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める部分に限る。）及び第九条第六項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十三号

総務局
財務局
福祉保健局
健康安全研究センター

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第三条の表広域監視部の部食品監視第二課の項第二号中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

第五条第七項、第十条第十七号から第二十号まで及び第二十二号から第二十四号までの規定中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

総務局
財務局
福祉保健局
市場衛生検査所

東京都市場衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第三条第二項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

第四条第四項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

総務局

財務局

福祉保健局

看護専門学校

東京都立看護専門学校処務規程（昭和五十二年東京都訓令第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第二条第二項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

第三条第四項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

総務局

財務局

福祉保健局

監察医務院

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第四条第二項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

第五条第六項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

総務局

財務局

福祉保健局

療育医療センター

東京都立療育医療センター処務規程（昭和六十年東京都訓令第六十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第四条第四項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第五条第八項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

総務局

東京都監察医務院

東京都立療育センター処務規程(昭和四十三年東京都訓令甲第七十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
財務局 福祉保健局 療育センター

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第四条第四項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第五条第七項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

東京都立総合精神保健福祉センター処務規程(昭和六十年東京都訓令第三十六号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
財務局 福祉保健局 総合精神保健福祉センター

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第四条第四項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第五条第五項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十号

東京都立精神保健福祉センター処務規程(昭和四十一年東京都訓令甲第四十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
財務局 福祉保健局 精神保健福祉センター

前行署名中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第二条第三項中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第三条第三項中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十一号

東京都動物愛護相談センター処務規程(昭和四十二年東京都訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
財務局 福祉保健局 動物愛護相談センター

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第二条第二項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

第三条第三項及び第十二条第三項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十二号

東京都食肉衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第百十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第四条第二項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

第五条第四項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

東京都中央卸売市場処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第百九号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第七条第十三号、第八条第十三号及び第九条第十二号中「及び保有特定個人情報」を削る。

総務局
財務局
産業労働局
中央卸売市場

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

東京都住宅政策本部処務規程（平成三十一年東京都訓令第四十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表民間住宅部の部マンション課の項第四号中「（他の部に属するものを除く。）」を削り、同表都営住宅経営部の部経営企画課の項第一号中「この条において」を削り、同部資産活用課の項第四号中「こと」の下に「（他の課に属するものを除く。）」を加え、同部住宅整備課の項第三号中「地域開発整備事業」の下に「（同事業により整備された施設の移管を含む。）」を加える。

第四条第三項中「管理企画担当課長、住宅戦略担当課長」を「管理企画担当課長」に改める。

第七条第十六号、第八条第十六号及び第九条第十一号中「及び保有特定個人情報」を削る。

第十六条第一項の表開発課の項に次の二号を加える。

五 都営住宅等事業に係る用地等の測量に関すること。

六 都営住宅等の敷地の境界確定に関すること。

第十六条第二項の表計画課の項に次の二号を加える。

五 都営住宅等事業に係る用地等の測量に関すること。

六 都営住宅等の敷地の境界確定に関すること。

附則

総務局
財務局
都市整備局
住宅政策本部

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十五号

総務局	財務局	建設局	建設事務所
-----	-----	-----	-------

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一項中「第一建設事務所」の下に「、第五建設事務所、第六建設事務所、南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所」を加え、同項の表環二工事課の項を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第三条第一項中「第一建設事務所」の下に「、第六建設事務所、南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所」を加え、同項の表管理課の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 公有土地水面の占用及び使用に関する事（第一建設事務所及び第六建設事務所を除く。）。

第三条第一項の表工事課の項に次の一号を加える。

三 市町村土木補助工事に関する事（第一建設事務所及び第六建設事務所を除く。）。

第三条第一項の表環二工事課の項を削り、同条第五項を削り、同条第六項の表工事第一課の項第一号中「道路」の下に「、橋りよう」を加え、同表工事第二課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四条第二項中「副所長」の下に「、環二工事担当課長」を加える。

第五条第二項中「課長（）」の下に「環二工事担当課長及び」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

